3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合又は連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第百二十一条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第百二十一条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第三十二条第一項第三号中「者をいう。」の下に「第四十二条の四第二項第二号及び」を加える。

第四十八条第一項第一号ニに次のように加える。

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合又は連合会の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第四十八条第一項第二号ホに次のように加える。

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この(3)において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十五条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十五条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第五十条の十九中「リスク」の下に、「並びに当該特定信用事業代理業者の所属組合が講ずる法第十一条の十の二第一項に定める措置の内容」を加え、「従業者」を「従業員」に改める。

第五十条の三十一第三項第三号及び第五十条の三十一の二第三号ニ(1)中「第五十条の三十一の十六」を「第五十条の三十一の十七」に改める。

第五十条の三十一の九第一項第二号中「第五十条の三十一の十六第二号」を「第五十条の三十一の十七第二号」に改める。

第五十条の三十一の十一第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第五十条の三十一の十二第一項第一号中「準用金融商品取引法第三十四条の二第四項」を「金融商品取引法第三十四条の二第四項」に改める。

第五十条の三十一の十六中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「準用金融商品取引法第三十四条の二第五項」を「法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項」に、「準用金融商品取引法第三十四条の三第四項」を「法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項」に、「準用金融商品取引法第三十四条の四第四項」を「法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項」に改め、同条を第五十条の三十一の十七とし、第五十条の三十一の十五の次に次の一条を加える。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第五十条の三十一の十六　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第五十条の三十二を第五十条の四十七とし、第五十条の三十一の十七の次に次の十五条を加える。

（割合の算定）

第五十条の三十二　法第百二十一条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合及び連合会の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十条の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合及び連合会（次条及び第五十条の三十五第二項において「すべての組合及び連合会」という。）の数で除して行うものとする。